

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月27日

広島市長

提出者

住所 広島市佐伯区旭園10番3号

氏名 医療法人一陽会 一陽会クリニック

院長 碓井 公治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-924-0033

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人一陽会 一陽会クリニック
事業場の所在地	広島市佐伯区旭園10番3号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	透析ベット数：95床
③従業員数	50名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集→運搬→最終処分（工程はすべて委託している）

別紙4

(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量
 計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン/年

単位：トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定回収業者への処理委託量		認定回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
感染性産業廃棄物	79.443	75										79.443	75								
特定有害産業廃棄物																					
廃PCB等																					
PCB汚染物																					
PCB処理物																					
指定下水汚泥																					
鉱さい																					
廃石綿等																					
燃え殻																					
ばいじん																					
廃油(金属を含むもの)																					
汚泥(金属を含むもの)																					
廃酸(金属を含むもの)																					
廃アルカリ(金属を含むもの)																					
合計	79.443	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79.443	75	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体

<ul style="list-style-type: none">・一陽会: 廃棄物等管理規定による。・管理責任者(院長)→管理担当者(施設管理)→取扱責任者

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・廃棄物等管理規定に基づく廃棄物分類表にて医療廃棄物の感染性と非感染性の適切な分類により排出抑制を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・上記の取組を継続して実施する。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・特別管理産業廃棄物の排出抑制に関する事項 ①現状と同じ
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・現状行っていない。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現状行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・計画の予定はありません。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・現状行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・計画の予定はありません。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・現状行っていません。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・計画の予定はありません。</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・医療廃棄物の安全な処理の為、特別産業廃棄物は業者に年間委託し、専用容器は各部署に配置し定期的に回収交換を行っている。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・上記の取組を継続して実施する。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>79.443 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>・計画の予定はありません。</p>